

SNS（LINE）による人権相談の運用中止について

差別・いじめ・DV・ハラスメント・インターネット上の誹謗中傷などについて、一人で悩みを抱えていませんか？

法務省の人権擁護機関では、人権に関する相談を受け付けています。人権問題に詳しい法務局の職員等がお話を聞いて、悩んでいる皆様の力になります。

東京法務局においては、LINEを使用して人権相談を受け付けていたところですが、令和3年3月22日（月）以降、当分の間、LINEを使用した人権相談を中止させていただきます。

御利用いただいていた皆様には、御不便をおかけして大変申し訳ありません。

人権に関する相談を御希望の方は、下記の専用相談電話等で受け付けておりますので、是非御利用ください。

みんなの人権110番（0570-003-110）

様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

子どもの人権110番（0120-007-110）

「いじめ」、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

女性の人権ホットライン（0570-070-810）

女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。

インターネット人権相談受付窓口

相談フォームに相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

外国語人権相談ダイヤル（0570-090911）

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じる専用相談電話です。

※令和3年3月22日（月）以降は、「SNS人権相談」のアカウント上でメッセージを送信いただきましても、対応できませんので、御承知おきください。